

□■養成所ニュースプラス第 39 号 2024□■

12月3日の閣議で、政府は認知症施策推進基本計画を決定しました。今年1月施行の認知症基本法に基づき初めて策定されたものです。2022（令和4）年の認知症と軽度認知障害（MCI）の人は推計で1000万人を超えました。政府は、誰もが認知症になりうることを前提とし、認知症になっても支えられるだけでなく、希望をもって生きられる社会を実現するという「新しい認知症観」を強調しています。これをふまえ、都道府県計画、市町村計画の策定が努力義務となっています。

Plus Quiz は、「相談援助の基盤と専門職」（現、ソーシャルワークの基盤と専門職）から「社会福祉施設等に配置が義務づけられている専門職」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第32回問題95 改変】社会福祉施設等において、国により配置が義務づけられている専門職として、正しいものを1つ選びなさい。

1. 介護老人福祉施設における薬剤師
2. 母子生活支援施設における保健師
3. 女性自立支援施設における理学療法士
4. 乳児院における看護師
5. 地域包括支援センターにおける医師

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・（35期生）住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・（36期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第37回国家試験は、令和7年2月2日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1415869&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

- ・令和6年12月6日に、第37回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函（郵送）されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1415870&c=3246&d=99c7>

- ・第37回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1415871&c=3246&d=99c7>

- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1415872&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」をwebにて公開しています。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせはすでに郵送しておりますので、ぜひ受講してください。

また、12月5日（木）に国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1415873&c=3246&d=99c7>

※11月29日に2本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」動画を公開しました。3本目の公開まで今しばらくお待ちください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1415874&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第37期生の出願を受け付けております。

現在、2期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1415875&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1415876&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1415877&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

年末まで休載します。

【Plus Quiz 正答と解説】

ソーシャルワークの基盤と専門職の共通科目が、まさしく専門職の基盤である法的根拠や概念、原理、倫理に加えソーシャルワークの形成過程をその範囲としているのに対し、専門科目では、事例問題を含め、より実践的な内容の出題が予想されます。

新出題基準では、大項目「ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲」「総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容」は従来から継続している内容も多く、そこに「ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク」が加わりました。今月公開予定の3本目の「受験対策ガイダンス」動画でも、ミクロ・メゾ・マクロの事例問題を取り上げます。

今回の社会福祉施設等に配置される専門職は、社会福祉士が連携・協働する人たちです。連携は「丸投げ」ではありません。連携先の機能や配置されている専門職の役割を理解して包括的に機関同士で連携し、目の前の課題に当たることが必要です。今回の問題も社会福祉施設等の機能を理解していれば、正解が導ける内容といえます。なお、専門職の配置基準は、国の省令等で示されるそれぞれの最低基準を基にして、各都道府県の条例により定めることが、社会福祉法第65条で規定されています。

1. ×介護老人福祉施設には薬剤師の配置規定はありません。配置すべき専門職は、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士または管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員が規定されています。
2. ×母子生活支援施設には保健師の配置規定はありません。配置すべき専門職は、母子支援員、嘱託医、少年指導員、調理員等が規定されています。また、心理療法を実施する場合は、心理療法担当職員を、DV等で特別な支援が必要な場合は、個別対応職員を配置しなければなりません。
3. ×女性自立支援施設には理学療法士の配置規定はありません。配置すべき専門職は、施設長、入所者を指導する職員、調理員等が規定されています。

4. ○乳児院には看護師のほか、医師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、保育士等が規定されています。また、乳幼児又はその保護者 10 人以上に心理療法を実施する場合、心理療法担当職員を配置しなければなりません。

5. ×地域包括支援センターには医師の配置規定はありません。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が規定されています。専門職の常勤配置人数は、担当地域の介護保険第一号被保険者数により決められます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus